調査REPORT
Meiji Yasuda Research Institute, Inc.

2025. 6. 20

少子化に年金制度はどう対応すべきか

～積立方式と支給開始年齢引き上げの是非を問う～

経済調査部　エコノミスト
前田　和孝

ポイント

- **厚生労働省の試算によれば、出生低位の前提を置いた場合、過去 30 年投影ケースにおけるモデル年金の所得代替率は 48.5%となり、出生中位から 3.2 ポイント低下**
- **少子化の加速を受け、現行の年金制度には「限界説」も聞かれるが、積立方式への移行や、支給開始年齢の引き上げは根本的な解決策にはならない**
- **少子化に対して年金制度の枠内だけで出来ることは限られている。経済成長や賃金上昇、適用拡大等を通じて厚生年金の総報酬を増やし、地道に年金財政の改善を図ることが重要**

１．出生率低下で現行の年金制度には「限界説」も

1 人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は 2024 年に 1.15 と過去最低を更新した。国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年に公表した出生中位の推計値 1.27 を下回り、低位推計の 1.12 に近い結果となった。

少子化の加速を受け、現行の年金制度には「限界説」も聞かれる。厚生労働省による今年の年金制度改革関連法案を踏まえた試算[1]によれば、出生低位の前提を置いた場合、実質経済成長率が▲0.1%の過去 30 年投影ケースにおけるモデル年金（夫婦二人の基礎年金と夫に支給される報酬比例年金）の所得代替率は 48.5%となる（図表 1）。出生中位の場合は51.8%であることから3.2ポイントの低下要因となる。マクロ経済スライドの終了も 2052 年から 2059 年へと後ろ倒しされる。ちなみに、実質経済成長率が＋1.1%の成長型経済移行・継続ケースでは、所得代替率は出生中位から 1.0 ポイント低下する。

年金財政は、出生率以外にも死亡率や外国人の

（図表1）人口の前提が変化した場合の所得代替率（過去30年投影ケース）

出生率	死亡率	外国人の入国超過数
出生高位	死亡高位	入国超過数：25万人
54.0%（2046年）	54.1%（2046年）	53.1%（2050年）
＋2.2%（▲6年）	＋2.4%（▲6年）	＋1.3%（▲2年）
出生中位	死亡中位	入国超過数：16.4万人
51.8%（2052年）	51.8%（2052年）	51.8%（2052年）
▲3.2%（＋7年）	▲3.5%（＋8年）	▲2.3%（＋4年）
出生低位	死亡低位	入国超過数：6.9万人
48.5%（2059年）	48.2%（2060年）	49.4%（2056年）

（）はマクロ経済スライドの終了時期
（出所）厚生労働省

[1] 令和７年５月 16 日通常国会提出時点の試算。その後、衆議院で修正されたため「将来の基礎年金の給付水準の底上げ」の効果は含まない

入国超過数など様々な要因で決まるため、一つの指標をもって是非を判断することには注意を要する。例えば、2023 年の平均寿命は男性で 81.09 歳、女性で 87.13 歳だが、これは死亡高位（余命の伸び小）に近い水準である。この場合、過去 30 年投影ケースにおける所得代替率は死亡中位から 2.4 ポイント上昇するため、出生率低下の影響は一定程度相殺されることになる。

２．積立方式も少子化と無縁ではいられない

それでも出生率の低下が年金財政の悪化要因であることは間違いない。では、少子化に年金制度はどのように対応すべきだろうか。日本維新の会が昨年の衆議院選挙のマニフェストで「年金は抜本改革して、世代間格差の生まれない積立方式または最低所得保障制度を導入します」と謳っているように、現在の賦課方式を積立方式に変えようという主張は以前から根強くある。

賦課方式は年金支給に必要となる財源をその時の保険料収入で賄うのに対し、積立方式は各世代が現役時代に積み立てたものを将来の財源とする。大雑把に言えば、少子化リスクを市場リスクに転換しようとする試みだが、当然ながら運用成績はその時々の株式や債券などの価格に左右される。ポートフォリオにもよるが、バブル崩壊やリーマンショックなどの株価下落局面に直面した世代の運用成績は悪くなり、当初想定していた年金給付が出来ないといった事態が発生する可能性もある。仮に不足分をカバーしようとすれば、税金等で穴埋めするか、給付水準を引き下げるなどの必要が出てくる。たまたま新卒時における雇用情勢の悪化の煽りを食った就職氷河期世代の苦境が叫ばれるなか、果たして世代間の運用成績の格差は受け入れられるのかといった点は考える必要がある。確かに現行制度でも積立金は有しているが、今後 100 年間の年金財源の 7 割は保険料で賄う。積立金の割合は 1 割程度にすぎず、すべてを積立金で賄う積立方式とは市場変動に晒すリスクの大きさが違う。

加えて、現行の賦課方式から積立方式への移行においては、移行期間中に将来の自身の年金財源を積み立てるとともに、現在の受給者への保険料支払いが必要となる「二重の負担」が発生する。将来の支払いの一部を国債発行で賄う方法も考えられるが、金利上昇などの副作用が生じる可能性がある。さらに、賦課方式は現役世代の賃金が財源となるため、インフレが生じても賃金が上昇すれば、それに応じた年金が受け取れるが、積立方式にはそうした仕組みがなく、インフレの影響をより大きく受けてしまう。

そもそも年金受給者が、現役世代の生産する財・サービスを消費するという構造は賦課方式でも積立方式でも変わらない。将来世代がいなくなっても年金財源が確保されることを積立方式のメリットとして主張する向きもあるが、少子化が進むなかで年金受給者が増えれば、需要に対して生産される財・サービスが不足し、インフレを招く可能性もある。こうした点を踏まえれば、積立方式であっても少子化の影響と無縁ではいられない。

３．マクロ経済スライドで支給開始年齢引き上げの必要性は低下

年金の支給開始年齢引き上げも議論の俎上に載せられることが多い。実際、2000 年の法改正で、厚生年金の支給開始年齢は 60 歳から 65 歳へ引き上げられることとなり、男性は 2013 年度から 2025 年度、女性は 2018 年度から 2030 年度にかけて段階的に実施されている。

また、主要国の動向を見ると、米国や韓国、スペインといった国では支給開始年齢を引き上げることが決まっている。日本は 60 歳時点の平均余命が主要国のなかで最も高いことなどを考えれば、

（図表2）主要国の支給開始年齢と60歳時点の平均余命

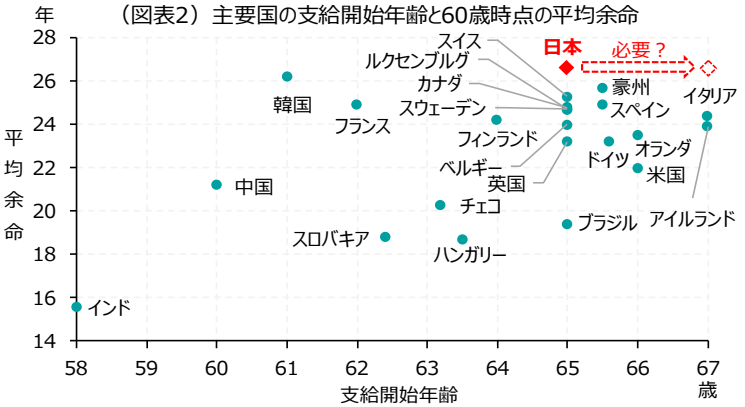

※支給開始年齢については、日本は国民年金。英国、チェコ、ブラジル、スイス、中国は男性。スウェーデンは保証年金。いずれも2024年3月時点。平均余命は2021年

（出所）厚生労働省、WHO公表資料より明治安田総研作成

支給開始年齢の引き上げは一見妥当な選択肢に見える（図表 2）。

もっとも、日本では、保険料を固定したうえで経済・社会情勢の変動に合わせて給付水準を自動的に抑制するマクロ経済スライドを 2004 年改正で導入している。同制度はすでに年金を受給している既裁定者の給付水準を調整する点に特徴があり、他の主要国でこうした仕組みを採用しているところはほとんどない。支給開始年齢の引き上げも同じく給付額を減らすものだが、これは将来世代だけが痛みを被る。また、マクロ経済スライドがあるなかで支給開始年齢の引き上げを行なうと、将来世代の支給カット分だけ年金財政は改善する。これによりマクロ経済スライドの調整が早く終了することになり、カットされたことで得られた財源の一部は現年金受給者にも分けられる。マクロ経済スライドがある日本においては、世代間の不公平を生み、合理性を欠く支給開始年齢引き上げの必要性は低い。

ただ、マクロ経済スライドには年金の名目額は下げないという措置が残っている。過去にはデフレによって当初の予定どおりに給付水準を抑制することができなかった。未調整分を翌年度以降に繰り越すキャリーオーバー制度は導入されているが、デフレに陥れば未調整が続く懸念は残る。将来の不確実性に備えてマクロ経済スライドのデフレ下での適用は検討すべきである。

４．賃金上昇や適用拡大等で厚生年金の総報酬を増やすことが重要

そもそも年金制度は経済・社会情勢の有り様を映す鏡である。少子化が継続すれば、年金に限らずあらゆる制度にひずみが生じる。まずは、少子化に対して年金制度の枠内だけで出来ることは限られているということを認識すべきである。年金の支え手を考える場合には、65 歳以上に対する 15～64 歳の人数といったように年齢で見るだけでは不十分で、就業者と非就業者の関係を見ることも必要となる。独立行政法人労働政策研究・研修機構「2023 年度版 労働力需給の推計」の成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオを基に、非就業者（15 歳以上のみ）に対する就業者の人数を見ると、1980 年は 1.6 人、2010 年に 1.3 人、2040 年に 1.7 人と、先行きも含めほとんど変わらない見通しとなっている。

また、昨年の財政検証では、女性や高齢者の労働参加が増えたことや、厚生年金の適用拡大により年金財政には改善が見られた。こうした意味では、今回の年金制度改革関連法案で 106 万円の壁や企業規模要件が撤廃されたことは一歩前進と言える。ただ、当初案より企業規模要件撤廃の時期が後ずれしたほか、週の労働時間が 20 時間未満の人は加入対象外のままであり、改革は十分とは言えず、今後もさらに対応を進めていく必要がある。どのみち、積立方式への移行にしても支給開始年齢の引き上げにしても少子化による年金財政の悪化を根本的に解決するものではない以上、図表 3 が示す通り、経済成長や賃金上昇、適用拡大等を通じて厚生年金の総報酬を増やし、地道に年金財政の改善を図ることが重要だろう。

（図表3）公的年金のの財源

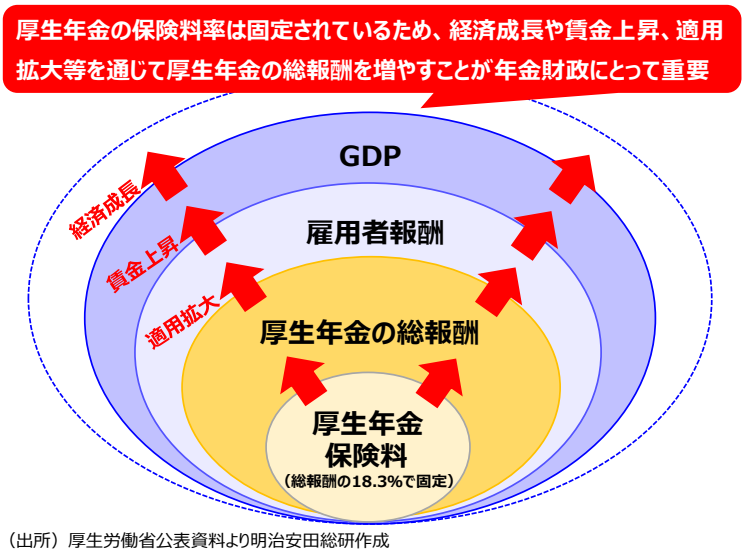

（出所）厚生労働省公表資料より明治安田総研作成

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください
明治安田総合研究所 エコノミスト 前田 和孝
電話番号：03-6261-7947
e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●　株式会社 明治安田総合研究所　　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411